

令和4年度実施事業 追加募集案内

環境の変革に柔軟に対応する区民活動を支援！

地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業

区民や事業者の皆様から頂いた寄付金を原資とした地域力応援基金を活用して支援しています。

1 申請期間（期間前・期間中の申請相談は随時受付。相談は予約優先）

7月1日（金）～9月30日（金）の17時まで※**厳守**

（申請方法については「7 申請方法」を参照）

2 助成金額

対象経費の2分の1の額、ただし、1団体あたり10万円まで

3 助成対象期間

令和4年4月1日（金）から令和4年12月20日（火）

（対象期間内であれば、実施済みでも遡って対象となります。）

4 助成対象団体

大田区区民協働推進条例第2条第4号に規定する区民活動団体で、申請時において、規約・定款等を定め6年以上の活動を行っている団体

《区民活動団体の定義》

区民活動を行うことを主たる目的とし、継続性を持つ団体であって、区内で活動するものをいう。

ただし、以下の項目等に該当する団体は申請できません。※詳細はお問い合わせください

- （1）地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業（地域力応援基金助成金）交付要綱に基づき、同一団体が複数の事業について申請しようとしているとき。
- （2）地域活動におけるデジタル環境等整備支援事業（地域力応援基金助成金）交付要綱による助成金の交付を受けたことがある、又は交付を受けた団体と同一の団体であるとみなされる時。
- （3）他の地域力応援基金助成事業において交付決定の取消しを受けたことがある、又は受けた団体と同一の団体であるとみなされる時。

※ 他の助成制度等との併用も可です。その際は、担当にご相談願います。

申請先・問合せ先 大田区 地域力推進課 区民協働・生涯学習担当 電話：5744-1204

5 交付対象事業

区民を対象とし、公益性が認められ、地域貢献につながり、広く地域に開かれた非営利事業で、次の要件を満たす活動。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とする「新たな日常」への対応や自然災害への備えなど、社会環境の変革に柔軟に対応し、しなやかな区民活動へつながる環境整備のモデルとなる以下のいずれかの取組

ア デジタル環境整備の推進

イ 情報発信の強化

ウ ソーシャルディスタンスの確保など「新たな日常」への対応

(2) 申請時において、助成対象期間内で経費を含め計画されている事業

6 助成対象経費

環境整備に要す以下に該当する経費を助成の対象とします。

対象事業	対象経費の例
デジタル環境の推進	・環境整備に必要な物品の購入費（無線ルーター、タブレット、ノートパソコン、モバイルスクリーン） ・インターネットやWi-Fiの導入の修繕、設置工事費
情報発信の強化	ホームページの改修、街頭設置掲示板の改修費など
ソーシャルディスタンスの確保など「新たな日常」への対応	・物品購入費（アクリル板、パーテーション、空気清浄機など） ・集会室への換気扇の設置などの工事費 ・新たな日常の活動に関するリーフレット、冊子等の印刷費 ・リモート環境整備（webカメラ、配信用機材など）

※対象とならない経費

- (1) 申請団体の名義で所有する財産ではなく、他が所有する財産への工事に係る経費
- (2) 団体の基盤事業（平時）に係る経費
- (3) 団体の事務所等を維持するための経費
- (4) 団体の構成員による会合等に係る経費
- (5) 団体の構成員への謝礼
- (6) 支出内容または支払いが本事業との関連性を明確に確認できない経費など

7 申請方法

以下の提出物を窓口に持参、もしくは郵送（消印有効）で提出してください。

（メール、FAX等は不可）

- ・事業申請書（第1号様式）
- ・支払金額を確認できる書類（見積書等）
- ・申請事業に関する補足書類（工事凶面等）
- ・団体の規約・定款等

【重要】

※申請内容が適切であるかなど申請に不明な点がある場合は、ぜひ事前にご相談ください。

※提出された書類はお返しできません。

※修正液や消せるペンは使用禁止です。

8 交付決定及び助成金の支払い

（1）交付決定

9月30日の受付終了後、申請書等を確認のうえ、申請内容が本助成事業に適切であるか審査し、事業の完了・未了を問わず交付の決定をします。

（2）助成金の支払い

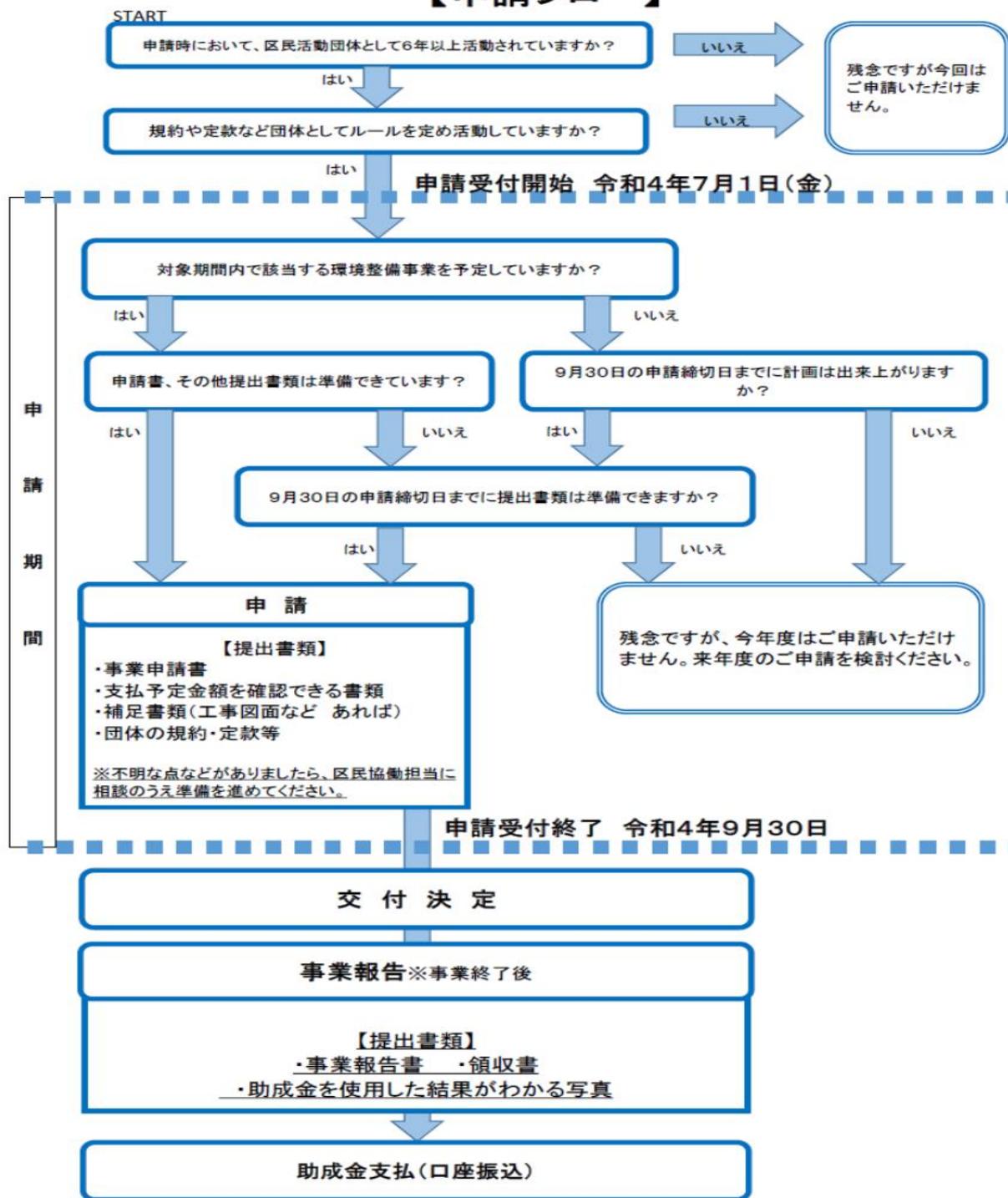
交付決定後、事業完了時に提出される事業報告書及び領収書等を確認し、交付額を確定のうえお支払いします。（事業完了後随時）

9 申請事業の公表について

申請いただいた事業の内容は、しなやかな区民活動へつながる環境整備のモデルとして広く紹介する意味からも区ホームページ等で公開の対象とします。また、行政機関内で使用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

個人情報については、大田区個人情報保護条例に従い適正に管理します。

【申請フロー】



11 申請先・問合せ先

大田区 地域力推進部 地域力推進課 区民協働・生涯学習担当

電話：5744-1204

(大田区蒲田5-13-14 大田区役所6階南側)

※本助成事業の詳細は、大田区ホームページでもご案内しています。事前に内容のご確認をお願いします。
ホームページ検索方法：(1)大田区ホームページの左側にあるバナーをクリック →

(2)「助成金情報(地域力応援基金助成事業)」をクリック

※ 申請書などのデータもホームページに掲載しています。